

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

|                            |                      |  |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称                  |                      | 行政財産目的外使用許可  |
| 根拠条例・規則等名                  |                      | 地方自治法、さいたま市財産規則                                      |
| 条 項                        |                      | 法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条                           |
| 所 管 部 課                    |                      | 都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課（電話：048-815-8725）                |
| 審<br>査<br>基<br>準           | 基 準<br>（未設定の場合はその理由） | さいたま市財産規則第 21 条及び、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に則って事務を行っている。 |
|                            | 設定等年月日               | 平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正                |
| 標<br>準<br>処<br>理<br>期<br>間 | 期 間<br>（未設定の場合はその理由） | 20 日（行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 6）                           |
|                            | 設定等年月日               | 平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正               |
| 備 考                        |                      |  |